保険料納額告知書を発送

本年４月中旬に「保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。
すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後１年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

令和７年度の保険料につきましては、令和６年12月１日（日）に開催されました令和６年度第１回保険料等検討委員会におきまして協議の結果、令和６年度と同様の賦課基準とすることが承認されました。

本年度の保険料賦課額は次のとおりとなります。

なお、国に納付を求められている後期高齢者支援金等の一人当たり負担額の増加分につきましては、規約に定められている割合に基づいて、引き上げをさせていただいております。

⑴令和７年度 保険料賦課額

（金額単位：円）

賦課区分	対 象 者	年　額	月　額
平等割賦課額	第１種・第２種組合員 １人につき	79,200	6,600
	第３種組合員 １人につき	24,000	2,000
所得割賦課額	第１種・第２種組合員 １人につき	＊前年中の総所得金額等 × 14/1,000（料率） 〈＊第２種組合員加算額 60,000〉 ＊所得割賦課限度額 520,000	－
均等割賦課額	家族・准組合員（従業員） １人につき	78,000	6,500
後期高齢者支援金等賦課額	被保険者全員 １人につき	63,840	5,320
介護納付金賦課額	40歳以上65歳未満の 被保険者１人につき	70,080	5,840

（備考）

1. 「平等割賦課額」「所得割賦課額」「均等割賦課額」「介護納付金賦課額」に変更はありません。
2. 出産予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る当該被保険者に係る部分の保険料の軽減をいたします。
3. 11月30日時点で未就学児である被保険者が属する世帯に対して、国からの財政支援により、未就学児１人あたり12,000円の保険料を軽減いたします。
4. 「後期高齢者支援金等賦課額」は、年額1,800円、月額150円、引き上げになりました。
5. 第３種組合員（75歳以上の後期高齢者）の保険料
   所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額→75歳になる日の属する月から賦課しない。

6．保険料賦課額の計算方法

①第１種組合員および第２種組合員

②第３種組合員（家族・准組合員がいる場合）

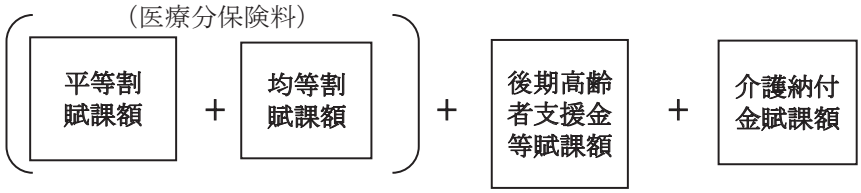

＊第３種組合員に家族・准組合員がいない場合・・・平等割賦課額のみ

⑵保険料の所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額等を基礎に算定します。しかし、本組合では４月１日の時点ではこの前年中の「総所得金額等」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額等」が分かるまでの期間（４月～９月）は令和５年中の「総所得金額等」を基礎にして仮賦課（暫定賦課）をしております。

10月には令和６年中の「総所得金額等」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算します。

10月の所得割賦課額の確定賦課については、組合員の方へ**「保険料所得割賦課額決定通知書」**を発送し、お知らせします。

⑶保険料の簡易計算方法

組合員と家族、准組合員の保険料の合計が、月額の調定額になります。組合ホームページにも保険料シミュレーション機能がございますので、ご活用ください。

・組合員の月額保険料

【75歳以上】　2,000円
【65歳～74歳】　11,920円＋所得割賦課額
【40歳～64歳】　17,760円＋所得割賦課額
【39歳以下】　11,920円＋所得割賦課額

・家族、准組合員の一人当たり月額保険料

【65歳～74歳】　11,820円
【40歳～64歳】　17,660円
【39歳以下】　11,820円

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。**届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。**

届出		届出用紙	届け出が必要なとき
資格喪失	組合員（医師）	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①	○他の医療保険に加入したとき ○北海道医師会を退会したとき ○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ○道外に住所を変更したとき ○死亡したとき　など
	准組合員(従業員)	被保険者資格喪失届 【准組合員(従業員)世帯全員用】 様式第16号②	○組合員の管理する医療機関を退職したとき ○他の医療保険に加入したとき ○組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ○死亡したとき　など
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○他の医療保険に加入したとき（就職等） ○組合員（又は准組合員）と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離） ○死亡したとき　など
資格取得	従業員(准組合員)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号②	○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） など
	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	○組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併） ○他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ○子どもが生まれたとき　など
住所・氏名の変更		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員(又は准組合員)の住所が変更になったとき(転居、住居表示変更等) ○氏名が変更になったとき（婚姻等による名字変更、字体変更等）　など
家族の 修学にともなう転居 (修学中の住所地特例)		第116条該当・非該当届 様式第20号	該当：○遠隔地で修学するために組合員（又は准組合員）と住民票上の別世帯になったとき ○該当を届け出ていた家族が遠隔地で進学したとき　など
			非該当：○該当を届け出ていた家族が、組合員(又は准組合員)と同一世帯になったとき（修学終了による転入、組合員（又は准組合員）の住所変更等）など

【提出先・届出用紙の備付】

所属支部＝組合員（医師）が所属している医師会（郡市医師会・医育機関医師会）

＊届出用紙は組合ホームページ（ http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/ ）からも入手できます。

【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合　　担当：業務係（資格）　TEL 011-271-7471